

調査対象及び調査事項

①公園、遊園地・テーマパークについて

1. 調査対象

- (1) **公園、遊園地・テーマパークの調査対象**は、娯楽を提供することを主たる業務として営む事業所のうち、以下に該当する事業所である。

なお、国や地方公共団体等から施設の運営等を包括的に代行している指定管理者制度利用の施設、独立行政法人等が直接管理・運営を行っている施設も対象となる。

①公園

〇〇公園、〇〇庭園、〇〇公園管理事務所などと呼ばれている事業所で、入場(園)料を徴収することで入場でき、樹木、池等の自然環境を有して、娯楽を提供し、又は休養を与える事業所

②遊園地

主として屋内、屋外を問わず、常設の遊戯施設(*)を3種類以上(直接、硬貨・メダル・カード等を投入するものを除く)有し、フリーパスの購入もしくは料金を支払うことにより施設を利用できる事業所

* 遊戯施設とは、コースター、観覧車、メリーゴーランド、バイキング、フライングカーペット、モノレール、オクトパス、飛行塔、ミニSL、ゴーカーなどを用いる。

③テーマパーク

入場料をとり、特定の非日常的なテーマのもとに施設全体の環境づくりを行い、テーマに関連する常設かつ有料のアトラクション施設(*)を有し、パレードやイベントなどを組み込んで、空間全体を演出する事業所

* アトラクション施設とは、映像、ライド(乗り物)、ショー、イベント、シミュレーション、仮想体験(バーチャルリアリティ)、展示物の施設などをいう。

※「指定管理者制度」とは、国、地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・一般財団法人・一般社団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。

なお、次のような業務を行う事業所は、本調査の対象としていない。

- ①ゲームセンター、百貨店の屋上の遊戯施設等
- ②動物園、植物園、水族館、観光牧場、スポーツランド(総合運動施設)で遊園地・テーマパークの定義に該当しない事業所
- ③博物館及び博物館相当施設に指定されている施設(産業博物館、天文博物館など)
- ④美術館、宝物館、歴史民族資料館、郷土資料館などの博物館類似施設
- ⑤オルゴール館、人形の家、クアハウス(温浴総合健康増進施設)、スパ(「Spa」=「療養温泉」)、健康ランド等
- ⑥国や地方公共団体の施設で、国や地方公共団体が直接管理・運営を行っている施設(「国民公園」等)
- ⑦入場料無料の公園
- ⑧キャンプ場

2. 調査事項

- (1) **事業所数**は、調査結果(令和2年6月1日現在)の母集団数である。

事業所のうち、「**単独事業所**」とは、他の場所に同一経営の本社、本店、支社、支店又は営業所などを持たない事業所。「**本社**」とは、他の場所に同一経営の支社、支店又は営業所などがあり、それらのすべてを統括している本社、本店の事業所。「**支社**」とは、他の場所にある同一経営の本社、本店の統括を受けている支社、支店、営業所などの事業所。

なお、**該当事業所数**とは、当該項目に記載のあった事業所数をいい、事業所数の内数である。調査事項によっては複数の項目に記載している事業所が存在しているため、事業所数を「**該当事業所数**」で表記している。

- (2) **経営組織別**は、法律の規定により法人格を認められて事業を営むもののうち、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社は「**会社**」、前記以外のは「**会社以外の法人・団体**」(外国に本社、本店がある外国の会社を含む。)である。また、「**個人経営**」は個人で事業を営んでいるものである(個人による共同経営の場合を含む。)
- (3) **資本金額(又は出資金額)**は、令和2年6月1日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。「**公的資本比率**」とは、(2) **経営組織別**で「**会社**」となる事業所の「**資本金額(又は出資金額)**」の中に、国又は地方公共団体等の公的機関から出資等により組み込まれている金額の「**資本金額(又は出資金額)**」全体に占める割合。
- (4) **従業者数**は、令和2年6月1日現在の数値。

- ① **従業者数**とは、事業所に所属している人で、当該業務(公園、遊園地・テーマパーク業務をいう。)以外の業務の従業者及び他の会社(企業)など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人(送出者)を含み、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人(受入者)を含まない。

雇用形態別項目区分は、以下のとおりである。

ア「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」、「**有給役員**」、「**常用雇用者**」、「**臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)**」

- a「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」のうち、**個人業主(個人経営の事業主)**とは、個人経営の事業主(共同経営者を含む。)で、実際にこの事業所の業務に従事している人。**無給の家族従業者**とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人。

- b「**有給役員**」とは、経営組織が「**会社**」、「**会社以外の法人・団体**」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬や給与の支払いを受けている人。

- c **常用雇用者**とは、「一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人」で「令和2年6月1日現在も雇用されている人」をいい、「**正社員・正職員**としている人」、「**正社員・正職員以外の人(パート・アルバイトなど)**」に区分される。

・「**正社員・正職員としている人**」とは、常用雇用者のうち、「**正社員・正職員**」として処遇している人。一般的には、雇用契約期間の定めがなく(定年制を含む)、1週間の所定労働時間で働いている人。

・「**正社員・正職員以外の人(パート・アルバイトなど)**」とは、「**正社員・正職員**としている人」以外で「**嘱託**」、「**パートタイマー**」、「**アルバイト**」又はそれに近い名称で呼ばれている人(契約社員も含む。)

・「**就業時間換算雇用者数**」とは、「**正社員・正職員以外の人(パート・アルバイトなど)**」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数。

- d「**臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)**」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人、又は日々雇用されている人。

イ「**総計のうち別経営の事業所に派遣している人**」とは、事業所の従業者(2.(4))のうち、他の会社など別経営の事業所に出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人。

- ②「**総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人**」とは、当該事業所に他の会社など別経営の事業所から出

向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人。

(5) **事業従事者数**は、令和2年6月1日現在の数値。

① **事業従事者数**とは、事業所の従業者(2.(4))から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数の計。

② **公園、遊園地・テーマパーク業務の事業従事者数**は、公園、遊園地・テーマパーク業務に従事する、下記のような事業従事者数をいう。

ア「**管理・営業部門**」:一般に、総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する人や、公園、遊園地・テーマパーク業務の受注契約、委託者の意向を自社内の各部門へ伝達するなどの業務に従事する人。

イ「**出札・案内**」:切符売場、場内案内係などの業務に従事する人。

ウ「**現業**」:遊戯施設・アトラクション施設の運営、操作、実演などの業務に従事する人。

エ「**その他**」:送迎バスの運転手、電気関係・空調設備の運転・管理など、上記以外の業務に従事する人。

(6) **年間売上高**は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た事業所全体の売上高及び業務別(「公園、遊園地・テーマパーク業務」及び「その他業務」)の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高(事業収入額)に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間売上高には、営業として行っていない資産運用や資産売却による収入は含まない。

ただし、指定管理者制度により地方公共団体等から施設の運営等を包括的に代行している事業所の場合は、年間売上高には、入場料・興業収入又は賃貸収入の他に、地方公共団体等からの指定管理料を含める。

また、国、地方公共団体等の公的機関から補助金又は助成金を受けている企業、団体については、当該年度の補助金又は助成金を年間売上高に含める。

なお、当該年間売上高には、本社と支社(営業所)間又は支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供については、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を売上高としている。

(7) **総敷地面積、駐車場の台数及び保有施設**は、以下のとおり。

①「**公園、遊園地・テーマパークの総敷地面積**」は、事業所の総敷地面積。ただし、未利用地は含まない。

②「**駐車場の台数**」は、利用者に供する駐車場の駐車台数。大型バス用の駐車場スペースは2台とする。

③「**保有施設**」は、事業所が保有する施設。

(8) **入場料**は、入場の際に必ず支払いを必要とする料金。入場料として料金を設定せず、入場料に施設利用料金を含めた料金(パスポート料金、フリーパス料金等)の設定だけを行っている場合には、「パスポート・フリーパス料金等」、それ以外は、「左記以外」となる。

料金区分は「大人」と「小人」。「中人」料金や「学生」料金がある場合でも、「大人」と「小人」料金のみを記入している。複数の料金形態(団体用の入場料金を含む)がある場合は、一番取り扱いの多い料金形態のものを記入している。

(9) **年間入場者数又は年間利用者数**は、1年間における延べ来訪者数で、「入場料」が「あり」の場合には入場者数、「なし」の場合には利用者数となる。